川崎市里地里山保全等促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図るため、里地里山の保全等の活動を行う団体の事業の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

- 第2条 補助金の対象事業(以下「補助事業」という。)は、神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例(平成19年神奈川県条例第61号。以下「条例」という。)に基づき認定された団体(以下、「認定団体」という。)が条例に基づく活動協定を締結した里地里山において行う保全活動等のうち、里地里山保全等促進事業補助金交付要綱(平成21年4月1日農地第10号。以下「県交付要綱」という。)別表第1の2に定めるものとする。
- 2 次の各号に掲げる団体は、給付の対象としない。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - イ 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力 団員をいう。)に該当する者があるもの
 - ウ 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。

(補助金の額の算出方法等)

- 第3条 補助事業に対する補助対象経費及び補助金の額の算出方法は、県交付要綱別表第1 の2及び第2のとおりとする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を 切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、里地里山保全等促進事業補助金交付申請書 (第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 事業計画書(第2号様式)
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 概算払を必要とする場合には補助金概算払要望調書(第3号様式)を前項の補助金交付 申請書に添えるものとする。

(補助金の交付の決定)

- 第5条 市長は、補助金の交付の申請があった場合には、速やかに書類の審査等により内容 を調査し、適正と認めたものについて条件を付けて補助金の交付を決定し、交付通知書(第 4号様式)により申請した認定団体に通知するものとする。
- 2 市長は、必要に応じ申請者又は前項の交付の決定を受けた者が、第2条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、 当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(事業の変更等)

- 第6条 補助事業の内容について、新設又は廃止をしようとする場合は、速やかに里地里山 保全等促進事業変更(中止・廃止)申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受 けなければならない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに里地里山保全等促進事業変更(中止・廃止)申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなら ない。

(変更等の承認)

第7条 市長は、交付の決定を受けた認定団体(以下「補助事業者」という。)から前条第 1項又は同条第2項に規定する申請書の提出があった場合には、内容を審査し、適正と認 めたものについて、里地里山保全等促進事業変更(中止、廃止)承認書(第6号様式)に より補助事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第8条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した1件の取得価格が50万円以上のもの(以下「補助事業取得財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(当該期間が10年を超えるときは、10年)を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業取得財産については、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(書類の整備等)

- 第9条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出 については証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に定める帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間(前条第1項に定める期間が5年を超える補助事業取得財産があるときは、その期間)保存しなければならない。
- 3 前項に定める保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を 継承する者(権利義務を継承するものがいない場合は、市長)に前条第2項に定める台帳 並びに第1項に定める帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。

(消費税等の報告)

第10条 消費税及び地方消費税を補助金に係る補助対象経費とする場合にあっては、市長 に対して補助事業に係る実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しな ければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助金に係る補助対象経費とする場合にあっては、市長に対す る補助事業に係る実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消 費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に対して報告しなければな らない。
- 3 前項において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、事業終了後7日以内、会計年度終了日いずれか早い方までに、里地里山保全等促進事業実績報告書(第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書(第2号様式)
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた後、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により事前に交付することができる。

(補助金の返還)

- 第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の 決定の全部又は一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、 その全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超 える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還 を命ずることができる。
- 3 前1項及び2項の補助金の返還期限は、返還の命令を受けたときから30日以内と し、期限内に納付されない場合は、未納に係る期間に応じて所定の年利の割合で計算し た延滞金を課する。

(届出事項)

- 第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書によりその 旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 名称を変更したとき。
 - (2) 代表者を変更したとき。
 - (3) 合併または解散したとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は経済労働局長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年9月11日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所名 称代表者氏名

里地里山保全等促進事業補助金交付申請書

年度里地里山保全等促進事業補助金について、次のとおり交付を受けたいので、 川崎市里地里山保全等促進事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申 請します。

- 1 事業計画書(第2号様式)
- 2 収支予算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

代表者

フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

事業計画・報告書

- 1 事業目的
- 2 交付を受けようとする補助金額

3 事業内容及び事業費

事	業	名							
事	業内	容							
施	行 場	所							
事	業 主	体							
事	業	費							
実	施期	間	年	月	日	~	年	月	日
摘		要							

第2号様式

4 事業経費内訳

(単位:円)

補助対象	事	業		算	Щ	根	経費負担区分						摘	一一一			
活動	ず	未	貫	异	Щ	1114	拠	市	補	助	金	事	業	主	体	1 向	要
					田		m^2										
農林地等の				湛水	(田(休耕田)		m²										
保全及び再					畑		m²										
生					樹園地		m²										
					二次林		m²										
体験教室、																	
調査などの活動																	
資機材の購入																	
その他																	
計																	

補助金概算払要望調書

里地里山保全等促進事業補助金交付申請書で申請した補助金について、次の理由により 概算払による交付を要望します。

1	要望理由
2	概算払を要望する補助金の額
-	

川崎市指令 第 号

住所名称代表者氏名

様

交 付 通 知 書

年 月 日付で申請のあった里地里山保全等促進事業補助金については、 川崎市里地里山保全等促進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次の条件を付けて 円の交付を決定します。

年 月 日

川崎市長

- 1 この補助金は、里地里山保全等促進事業以外に使用しないこと。
- 2 川崎市里地里山保全等促進事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

(担当)

(連絡先)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所名称代表者氏名

里地里山保全等促進事業変更(中止、廃止)申請書

年 月 日付で交付通知書により通知のあった里地里山保全等促進事業について、次のとおり変更(中止、廃止)したいので、川崎市里地里山保全等促進事業補助金交付要綱第6条第1項(第2項)の規定により申請します。

1 変更(中止、廃止)の内容

事業内容	変更(中止、廃止)前	変更(中止、廃止)後

2 変更(中止、廃止)の理由

 第
 号

 年
 月

 日

住所名称代表者氏名

様

里地里山保全等促進事業変更(中止、廃止)承認書

年 月 日付で申請のあった里地里山保全等促進事業変更(中止、廃止)については、川崎市里地里山保全等促進事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市長

事業内容	変更(中止、廃止)前	変更(中止、廃止)後

(担当)

(連絡先)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所名称代表者氏名

里地里山保全等促進事業実績報告書

年 月 日付け交付通知書により通知のあった里地里山保全等促進事業が次のとおり完了したので、川崎市里地里山保全等促進事業補助金交付要綱第11条の規定により提出します。

- 1 事業報告書(第2号様式)
- 2 収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類